

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散 及びばく露防止対策の徹底について



厚生労働省と環境省で実施している東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況調査において、アスベストの飛散事例や震災の影響による吹き付けアスベストの露出事例が確認されたことを受け、両省では、同種の事態の発生による労働者への健康影響や大気汚染を防止するため、各自治体及び関係事業者の長へ、アスベスト飛散防止対策の徹底を要請しました。

要請の概要は、以下の通りです。

- ① 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底（被災地以外も対象）
 - ・平成 23 年 1 月 27 日付け通知「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底について」の再度の周知、及び更なる対応が図られるよう関係事業者への指導
 1. 集じん・排気装置フィルターの定期的な交換による目詰まり防止
 2. 使用開始前の取り付け状態確認による、取り付け不具合による漏洩防止
- ② 吹き付けアスベスト等の封じ込めや囲い込みの損壊等への対応
 - ・関係事業者に対して、対象アスベストの除去・封じ込め・囲い込み等の措置と労働者への呼吸用保護具、作業衣使用を徹底（石綿障害予防規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の遵守）
- ③ 石綿使用建築物の被災状況の把握及び対応
 - ・民間建築物等の吹き付けアスベストに関する調査結果や被災建築物応急危険度判定結果等を活用し、石綿使用建築物に被災が認められた場合は、上記②に従った措置と法律に従った届出徹底の指導と、基準遵守状況を審査し、必要な指導の実施
- ④ アスベスト大気濃度調査等の地点の選定
 - ・上記③で把握された建築物を東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査地点として優先して選定

当社は、東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査に、分析機関として参加した実績もあります。お困りのことなどがありましたら、お気軽にご相談下さい。

資料 2011 年 6 月 30 日付 厚生労働省・環境省通知

化学分析箇所 加藤吉紀